

## 環境影響評価書（案）の概要報告

現在、「東京都環境影響評価条例」（以下「条例」）に基づく手続きを進めています。  
「町田市資源循環型施設整備事業 環境影響評価書（案）」についてご説明します。

### 1. 環境影響評価について

#### 1-1 環境影響評価とは

大規模な開発事業などを実施するときに、適切な環境配慮がされる事業計画とするための手続きです。

「東京都環境影響評価条例」

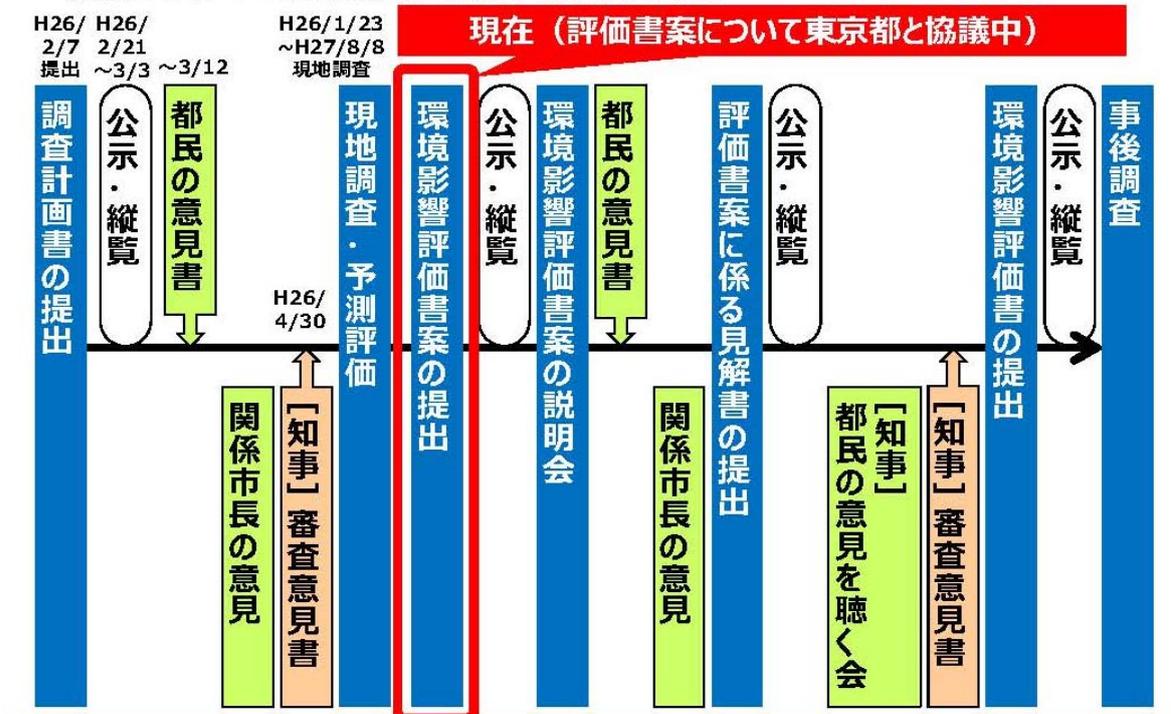
（目的）第一条

この条例は、環境影響評価及び事後の調査の手続きに関し必要な事項を定めることにより、計画の策定及び事業の実施に際し、公害の防止、自然環境及び歴史的環境の保全、景観の保持等について適正な配慮がなされることを期し、もって都民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする。

#### 1-2 手続きの流れ

### 1-2 環境影響評価の手続きの流れ

#### ■ 根拠法令：「東京都環境影響評価条例」



## 2. 評価書案の概要について

「評価書案に記載しなければいけない事項」は、条例で定められています。  
例えば、調査の結果・環境に及ぼす影響の内容及び程度・環境保全のための措置などです。

### 2-1 対象事業の概要

施設の処理能力は次のとおりです。

#### 主な施設

熱回収施設（焼却施設）	258 トン/日（129 トン/日・炉×2基）
バイオガス化施設	50 トン/日
不燃・粗大ごみ処理施設	47 トン/日
煙突（高さ 約100m）	

### 2-2 選定した環境影響評価項目

条例で定めている環境影響評価の項目 17 項目のうち。

大気汚染、悪臭、騒音・振動、生物・生態系、景観、自然とのふれあい活動の場など 14 項目を対象としました。

### 2-3 予測結果の概要

環境影響評価書案は現在、東京都と協議しながら作成中です。

まとまった環境影響評価書案は縦覧にかけられます。

また、縦覧期間中に住民説明会を開催します。

本日は、選定項目 14 項目のうち、4 項目の結果をご覧ください。

- (1) 大気
- (2) 生物・生態系
- (3) 景観
- (4) 自然との触れ合い活動の場